あ知らせ

(平成23年9月15日発行)

浪江町を離れ、避難生活を余儀なくされている町民の皆さまへ、 各種情報をお届けします。

※9月7日現在の情報を掲載しています。今後、内容等が変更されること もありますので、あらかじめご了承ください。

※購

発行 浪江町災害対策本部

〒964-0904 福島県二本松市郭内一丁目196-1 (福島県男女共生センター内) TEL 0243-62-0123代) FAX 0243-22-4261 http://www.town.namie.fukushima.jp *毎週日曜日は閉庁日です。



【QRコードをご利用ください。▶ Q K コードをご利用ください。 浪江町公式フェイスブック・ページ 「つながろうなみえ」町からのお知 らせや写真などがご覧いただけます。 「ます。



遠

処距離

通学費助

成

徒

▽対象者 成 ※スクー 徒 の保護者 浪江町に住 を実施し 0 保護者に対し、 距 離 通学 ル します 所 ている児童 が あ

る

児

童

牛

浪江

前

民を対象とした年金

児童・生 護を受けて 徒 バスを利 いる保護者は、 0 保護者、 用 し 生活 7 1) 対 保 る

対象となる通学距離

小学生 6 4 km km 以上

中学生 交通機関 対象金額 定期乗 利用 不車券など 以 0) 購 入金

Tel 問

東北福島年金事務

0 2 4

534

Ò 所

4

4

4

右記以外の場合 間 月 の2分の1の額 額 10 i, か 月まで О Ŏ O Ď 円 以 内 年

効期間 期及び学年 の対象としない。 入した当 回のうち、 ||該定期 末休業日 、学年始、 乗 車 券 は 夏期、 0 助 有

 ∇

>業務内容

※交通機関以外による通 通学方法によることができな 天災地変のため 予算の範囲内で 通 学に 常の 町 5 難区域 害救助 置所管理、

法によるも

0

計画的

避

災

管

(計画的避難区域

放通

1)

÷ͺ

成

所 本松市役所 での業務終了 東 和

額

談会が開催されます 場所 日時 4 福 9 9 月 月 29 22 日 日 階 島県男女共生セ 第 1研修室 (木)(木) 9 9 時 時 3030 分 分 ~ タ 1616

時 時

年 金 相 談 会

通

学費

0

助 牛

> TEL TEL 問 0 0 8 0 浪江町教育委員会 受付期限 8 | 2 | 8 | 0 | 7 | 2 | 8 | 0 | 7 平成24年2月 6 6 9 9 末 5 3 Ė

Ó

1

23

て提出してください

申請書に学校長の部 ▽**申請方法**

証

明

を受

H

長が定める額とする。

いとき

は、

射線管理 行証·計 の管理 **計画的避難** 区域避難

生センター内教援班)での 災害救助全般、 から二本松市の 災害に伴う火葬手続き等 本松市役所東 での 遺留 内で行って 業 品管理、 務は、 和支所 福島県男女共 遺 体搜 います。 9 遺骨 月 5 查 災 支

日

警戒区域への一時立入二巡目の意向確認受付

9月下旬から警戒区域への一時立入の二巡目が始 まります。

安

▷立入方法

バスでの立入を希望する方

- 一巡目と同じ方式で行います。
- バスでの立入は、原則1世帯最大2名までです。
- ・持ち出せる荷物は、マイクロバスに持ち込めるも ので、立入者の持てる範囲内とします。

マイカーでの立入を希望する方

- ●マイカーでの立入は、1世帯1台とし、原則1世 帯2名以上で立入してください。
- 中継基地で受付してからの立入となります。
- 軽トラックなど荷物が屋外に露出する車両で シートが必要な場合は、中継基地で貸し出しま す。
- 注) 一巡目と同様に、中学生以下の方の立入はでき ませんので、ご了承ください。

▷立入希望者の確認等

- 受付する中継基地で立入を希望する方全員の本 **人確認**をします。**免許証、パスポートなどの顔写 真付きの身分証明書**をお持ちください。(顔写真 付きの身分証明書をお持ちでない方は、2種類の 書類を提示してください。)
- ・立入希望者に変更がある場合は、立入前日の17時 までに一時立入計画班までご連絡ください。(立入 当日、立入者名簿上の名前と身分証明書の名前が -致しない場合、立入できないことがあります。)

▷立入に使用する車両

- 立入が認められる車のサイズは、ナンバーの分類 **番号が3~7で始まるもの**に限ります。
- 登録した立入車両に変更がある場合、**立入前々日** の17時までにご連絡ください。(事前に登録し た車両以外は、検問を通過できません。)

▷搬出予定物品

●食品、生き物および屋外に置いてあるものは持ち 出せません。

問一時立入計画班 10243-62-0123

無料廃車受付窓口

車両について、 による警戒区域設定」の被害に とができます。 久抹消登録)の手続きをとるこ 「東日本大震災による津波・地 および 現在使用不可能な状態の 「福島第一原発事故 無料で廃車(永

受付期間 **【行政書士会運輸交通部会**

受付時間 日・祝日・年末年始を除く) 平成24年3月11日まで 主

▽日時

午後の部 午前の部

13 時 〈 9

時 時

時 5

16 12

▽会場 10 時~16 時

▽主催

動車注

以下)・小型特殊自動車を除く自

原動機付き自転車

 $\begin{array}{c}
1\\2\\5
\end{array}$

cc

問実行委員会事務局 FAX 0 1 7 2 | 88 | | 8 | 1 | 9

日にち

9月21日 (水)

9月22日

(木)

9月27日 (火)

9月30日 (金)

ミニ講話と軽体操 こころの健康

こころの健康相談

■ 0570 - 064 - 556

 $\frac{1}{1}$ 024 - 536 - 4343

(10時~22時: 土日含む)

精神保健福祉センター

福島いのちの電話

せんか。 り ムを行います。 にどのようなものがあるかを知 こころやからだが疲れていま ゆっくりとした軽運動とゲー 震災後のこころの変化 冷たいお茶での

注原動機付き自転車 します 被災車両の滅失申出をお願い 江町役場町民窓口において、 以下)・小型特殊自動車は、 1 2 5 浪 сс

休憩をとりながら行いますので、

無理なく参加していただけます。

024 - 539 - 6262

すので、

気軽に声をかけてくだ

身体に関する相談も受け付けま

終了後には、こころの相談や

さい。

▽日程

TEL

全国やきそば サミットin黒石

11カ所のご当地焼きそばが集う 県黒石市で開催されます。 江焼麺太国) イベントで、 全国やきそばサミットが青森 も出店します。 なみえ焼きそば 全国 (浪

所

北集会所

東集会所

B集会所

集会所

場

南矢野目仮設住宅

笹谷東部仮設住宅

郭内公園仮設住宅

安達運動場仮設住宅

青森県黒石市中心市 10月8日(土・9日日) (9日は15時終了) 街地

実行委員会 全国やきそばサミッ 1 in 黒 石

> 時 間

10:00~11:00

13:30~14:30

10:00~11:00

13:30~14:30

10:00~11:00

13:30~14:30

10:00~11:00

13:30~14:30

問健康保険班健康係 **マスタッフ** 借上げ住宅などにお住まいの 県北保健福祉事務所職員 こころの相談員と医療技師 方でも参加できます。

保護、

公営住宅、

ことができます。)

杉田住民センター仮設住宅 集会所 杉内多目的運動広場仮設住宅 第2集会所 旧平石小学校仮設住宅 建設技術学院跡仮設住宅 原子力発電所事故

求職者の生活資金や住 宅等に関する相談窓口

報提供を行うとともに、県や市 の事情や状況に応じて有益な情 金や住宅などにお困りの方に対 ターでは、 する相談窓口を設置しています。 生活・就労相談員が、求職者 ふくしま求職者総合支援セン 求職活動中の生活資

やセミナー、面接会、職業訓 や講習などの情報提供を受ける (具体的には、貸付制度、 各関連団体等の担当窓口 ハローワークなどの国の 就職支援制 生活 生活 度 ▽開所日 〉開所時間 月曜日、 10時~18時 月2日~1月3日を除く。 曜日(ただし、 情報センター隣)

就労を支援します。

、の橋渡しをしながら、

火曜日、 祝日および 木曜日~土 12

|福島窓口(ふるさと福島就

5 7

TEL 024-525-251

支援センタ

福島県弁護士会は、「福島県弁護士会原 子力発電所事故被害者救済支援センタ (以下「救済支援センター」といいます)」 を設置しました。

この救済支援センターでは、主に、原 子力損害賠償に関する法律相談を担当す る弁護士の紹介や紛争解決センターの和 解仲介申立代理を行う弁護士の紹介など を行います。

問福島県弁護士会 原子力発電事故 被害者救済支援セン タ-

11.024 - 533 - 7770(平日10時~15時)

■郡山窓口(ふくしま地域共同 就職支援センター内

▽開所日 開所時間 8時30分~17時 日~1月3日を除く。) TEL 0 2 4 - 9 9 5 - 5 0 月曜日~金曜日 (ただし、 祝日および 12 月 29

相談会 職場の労使困りごと

能です。秘密は厳守します。 間などの労働条件、 相談を行います。 について、 などに関する労使間の困りごと 相談は無料で、 福島県と福島県労働委員会で 職場における賃金や勤務時 出張相談および電 事前予約も 解雇、 退職

同

〝絆〟づくり応援事業 がんばろう福島 !

制を強化することにより、 ポートや復興支援に関する業務 などから雇用し、 を受託業者が避難されている方 行うことを目的とした事業です。 避難者・失業者への経済的支援を りを図るとともに、雇用を通じた あった業務の実施に必要な人員 市町村などから支援要請 1士や地域住民などとの絆づく |難所・仮設住宅などの運営体 生活再建サ の

に従事していただきます。 にお問い合わせください。 勤務地の地域を担当する事業者 雇用を希望される方は、 希 望

雇用対象者

슾

郡山市労働福祉会館

(郡山市虎丸町7-7)

会津若松市勤労青少年ホーム

(会津若松市城東町14-52)

福島県いわき合同庁舎南分庁舎

(いわき市平字梅本15)

場

雇用期間・条件 被災された方、 失業中の方

業務内容例 (フルタイム・パート

の別あり。

問福島県雇用労政課

024 - 521 - 729

新仮設津島診療所

開設

出張所開設

事業に関する問い合わせ

業務内容による

時 間

10 時~15時

災害弱者などへの生活支援 コミュニティ業務の (清掃等の環境整備 補助

支援物資の整理、 (通院介助、 買い物代行支援 配布

動場内に診療所を開設しました。

9月15日から二本松市安達

災害対策本部に関する補助

湯所

など

従事場所

8 時 30 分 ~ 18 号 30 分

024-521-759

4

仮設住宅や避難所

行政機関

字長谷堂230番地 安達運動場内

(二本松市油井

開設されました。 ■福島出張所

月~金曜日

■本宮出張所

月~金曜日

■桑折出張所

月~金曜日

福島市役所 9 階(西側)

 $\boxed{1}$ 024 -535 - 0750FAX 024 - 535 - 0753

TEL 0243 - 44 - 1185 FAX 0243-44-1187

桑折町役場(2階)

TEL 024-582-2130

FAX 024-582-2135

(福島市五老内町3番1号)

本宮市役所白沢総合支所(1階)

(本宮市白岩字堤崎 494 番地 2)

(伊達郡桑折町字東大隅 18 番地)

8時30分~17時15分

8時30分~17時15分

電話相談

日にち

10月1日

(土)

10月2日

(日)

10月2日

(日)

地 域	事 業 者	電話番号
県 北	株式会社トーネット	024-539-9771
県中・相双いわき	株式会社 ワールドインテック	024-990-0631
県 南	ニューワーク情報 サービス有限会社	0248-72-0064
会 津 南 会 津	株式会社レイバー サポートシステム	0242-37-7350

?指示した場所 募集方法

が提供されます。希望される方 されるほか、各避難所等へも情報 業務内容がハローワークに登録 市町村等の支援要請に基づく 随時申し込みしてください

安否確認や保険金の支払い、

生命保険会社では、

契約者

険料払込猶予などの取扱いにつ

雇用に関する問い合わせ

	電話番号		
 	024-539-9771		
ク	024-990-0631		
報 社	0248-72-0064		
<u> </u>	0242-37-7350		

時から二本松市安達広域行 月定例議会が、 9 是広域行政9月21日火

9月定例議会

福島市・本宮市・桑折町に出張所が 8時30分~17時15分

ごみの出し方

守りまし ょう

よって異なります。 収集日や収集時間、分 方法をよく確認し、マナ を守って出しましょう。

おいて開催されます。 組合自治センター3階会議室に

生命保険会社への連絡

般会計・特別会計決算の承認や 今回の議会は、平成22年 度

件が審議される予定です。 平成23年度補正予算案などの案 皆さまの傍聴をお待ちして

0 2 4 3 | 問浪江町議会事務局 22 | 9 | 5 | 3 | 1

加入の生命保険会社に現在の

連絡が届いていない方は、ご

契約者に案内しています。

(3)

災害障害見舞金

東日本大震災により負傷、疾病で精神または身体 に著しい障がいがでた場合、災害障害見舞金を支給 します。

▷支給の対象となる方

震災により次のような重い障がいを受け、身体障害者手帳等の交付手続きをした方で、被害を受けた 当時、浪江町に住所を有していた方。

- ①両眼が失明した方
- ②咀嚼および言語の機能を廃した方
- ③神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方
- ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方
- ⑤両上肢をひじ関節以上で失った方
- ⑥両上肢の用を全廃した方
- ⑦両下肢のひざ関節以上で失った方
- ⑧両下肢の用を全廃した方
- ⑨精神または身体の障がいが重複する場合、重複する障がいの程度が、前各項目と同程度以上と認められる方

▷支給の内容

●主たる生計維持者が重度の障がいを受けた場合

- 250 万円

◆その他の方が重度の障がいを受けた場合

- 125 万円

▷申請方法・提出先

提出書類を記入の上、郵送または窓口に預金通帳の写しを添えて提出してください。

- ※預金通帳の写しは、金融機関名、支店名、種別、
 - 口座番号、口座名義人の記載があるもの。

<提出先> 〒964-0904

二本松市郭内一丁目 196 - 1 (福島県男女共生センター内) 浪江町役場二本松事務所

福祉こども班(災害給付)

▷注意事項

- 書類提出後「双葉地方災害弔慰金支給審査委員会」 において審議され、支給、不支給を決定するため 時間を要します。あらかじめご了承ください。
- 「当該障害に関しその方が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるもの」が支給される場合、災害障害見舞金は支給されません。(警察表彰規程や消防表彰規程に基づき支給される賞じゅつ金など)

問福祉こども班(災害給付)

□ 0243 - 62 - 0123 □ 080 - 5949 - 8609

Fax 0243-22-4261

甲状腺検査 (先行調査)

放射線の健康影響については、現時点での放射線量等の状況から考えて極めて少ないと思われますが、チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんがあります。

そのため、子どもたちの健康を長期的に見守り、 本人や保護者の皆さまに安心していただくため、18 歳以下の全県民を対象に甲状腺の検査を実施します。 ※浪江町、飯舘村、川俣の一部を先行調査します。

▷対象者

平成23年3月11日に0歳から18歳までの全県 民(平成4年4月2日から平成23年4月1日まで に生まれた県内居住者)

- ※県外避難者含む。
- ※対象者には、個人通知されます。

▷検査方法

甲状腺の超音波検査を実施し、しこり(結節性病変)等が認められた場合は、福島県立医科大学附属病院等において二次検査(採血、尿検査、細胞診等)を行います。

超音波検査は、ゼリーをつけた機械を首に当てて甲状腺を検査するもので、2~3分で終了します。注

射等と異なり、痛くもなく、また無害ですので安心 して受診してください。

▷検査結果

検査結果は、後日保護者の皆さまに直接ご回答し ます。

また、データは、個人が特定されない形で統計的 に処理され、個人のお名前や検査結果が公表される ことは一切ありません。

今回の先行調査を福島県立医大で受診できない場合、平成 23 年 11 月以降、県内外の避難施設等で実施する先行調査を受診できます。

また、県外へ避難されている方は、今回福島 県立医大で検査を受けることも可能ですが、後 日県外でも同様の検査を受診できる体制を整え ていく予定です。

□福島県立医科大学 県民健康管理調査事務局□ 024-549-5130 (9 時~ 17 時)